

春日部市手数料条例の一部を改正する条例

目次

- 第1章 総務（第1条）
- 第2章 建設（第2条）
- 第3章 厚生福祉（第3条）
- 附則

第1章 総務

**第1条** 春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正後の号に対応する改正前の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前												
<p>(手数料の減免)</p> <p>第4条 2</p> <p>(5) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）又は同法第78条第1項の規定により交付を受ける者に係るもので、経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められたもの</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">法令に基づく事務に係る手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手数料を徴収する事務</th> <th style="text-align: center;">手数料の名称</th> <th style="text-align: center;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px solid black;">火薬類取締法第25条第1項の規定による煙火について</td> <td style="border: 2px solid black;">煙火消費許可申請手数料</td> <td style="border: 2px solid black;">1件につき 7,900円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	火薬類取締法第25条第1項の規定による煙火について	煙火消費許可申請手数料	1件につき 7,900円	<p>(手数料の減免)</p> <p>第4条 2</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">法令に基づく事務に係る手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手数料を徴収する事務</th> <th style="text-align: center;">手数料の名称</th> <th style="text-align: center;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px solid black;">火薬類取締法第25条第1項の規定による煙火について</td> <td style="border: 2px solid black;">煙火消費許可申請手数料</td> <td style="border: 2px solid black;">1件につき 7,900円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	火薬類取締法第25条第1項の規定による煙火について	煙火消費許可申請手数料	1件につき 7,900円
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額											
火薬類取締法第25条第1項の規定による煙火について	煙火消費許可申請手数料	1件につき 7,900円											
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額											
火薬類取締法第25条第1項の規定による煙火について	煙火消費許可申請手数料	1件につき 7,900円											

の消費許可の  
申請に対する  
審査

行政不服審査  
法第38条第1  
項（他の法令  
において準用  
する場合を含  
む。）の規定  
による提出書  
類等又は同法  
第78条第1項  
の規定による  
主張書面等  
（以下この項  
において「書  
面等」とい  
う。）の写し  
等の交付

行政不服  
審査制度  
写し等交  
付手数料

- 1 書面等を複写機により複写したものの交付 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
    - (1) 白黒用紙1枚につき 10円
    - (2) カラー用紙1枚につき 20円
  - 2 電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したものの交付 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
    - (1) 白黒用紙1枚につき 10円
    - (2) カラー用紙1枚につき 20円
- ※1 用紙の大きさは、日本工業規格A列3番又はA列4番とする。
- 2 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額

の消費許可の  
申請に対する  
審査

を算定する。

## 第2章 建設

### 第2条 春日部市手数料条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料			別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
建築基準法第86条の8第3項の規定による全体計画の変更の認定の申請に対する審査	全体計画の変更の認定申請手数料	1件につき 27,000円	建築基準法第86条の8第3項の規定による全体計画の変更の認定の申請に対する審査	全体計画の変更の認定申請手数料	1件につき 27,000円
建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の16第2号の規定に基づく既存建築物の移転の認定の申請に対する審査	既存建築物の移転に対する制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 27,000円			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号） <u>第5条第1項から第3項まで</u> の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	1件につき、次の1から3までに掲げる区分に応じて、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないも	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号） <u>第6条第1項</u> の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	1件につき、次の1から3までに掲げる区分に応じて、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないも

のに限る。次項において同じ。)の場合においては、1の(1)、2の(1)又は3の(1)に掲げる額)

1 当該申請に併せて登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。)が提出された場合

(1) 一戸建ての住宅

ア 新築の場合  
6,000円

イ 増築又は改築の場合  
10,000円

(2) 床面積の合計(以下この項及び次項において「床面積」という。)が500㎡以下の

のに限る。次項において同じ。)の場合においては、1の(1)、2の(1)又は3の(1)に掲げる額)

1 当該申請に併せて登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

(1) 一戸建ての住宅  
6,000円

(2) 床面積の合計(以下この項及び次項において「床面積」という。)が500㎡以下の

もの

ア 新築の  
場合

13,000円

イ 増築又  
は改築の  
場合

21,000円

(3) 床面積  
が500㎡を  
超え1,000㎡

以下のもの

ア 新築の  
場合

24,000円

イ 増築又  
は改築の  
場合

37,000円

(4) 床面積  
が1,000㎡を  
超え2,500㎡

以下のもの

ア 新築の  
場合

35,000円

イ 増築又  
は改築の  
場合

54,000円

(5) 床面積  
が2,500㎡を  
超え5,000㎡

以下のもの

ア 新築の  
場合

65,000円

イ 増築又  
は改築の  
場合

101,000円

(6) 床面積  
が5,000㎡を  
超え10,000  
㎡

以下のもの

とき

13,000円

(3) 床面積  
が500㎡を  
超え1,000㎡

以下のとき

24,000円

(4) 床面積  
が1,000㎡を  
超え2,500㎡

以下のとき

35,000円

(5) 床面積  
が2,500㎡を  
超え5,000㎡

以下のとき

65,000円

(6) 床面積  
が5,000㎡を  
超え10,000  
㎡

以下のとき

の  
ア 新築の  
場合  
112,000円

イ 増築又  
は改築の  
場合  
174,000円

(7) 床面積  
が10,000㎡  
を超え  
20,000㎡以  
下のもの

ア 新築の  
場合  
185,000円

イ 増築又  
は改築の  
場合  
287,000円

(8) 床面積  
が20,000㎡  
を超え  
30,000㎡以  
下のもの

ア 新築の  
場合  
228,000円

イ 増築又  
は改築の  
場合  
353,000円

(9) 床面積  
が30,000㎡  
を超えるも  
の

ア 新築の  
場合  
243,000円

イ 増築又  
は改築の  
場合  
377,000円

2 当該申請に  
併せて住宅の

き 112,000  
円

(7) 床面積  
が10,000㎡  
を超え  
20,000㎡以  
下のとき  
185,000円

(8) 床面積  
が20,000㎡  
を超え  
30,000㎡以  
下のとき  
228,000円

(9) 床面積  
が30,000㎡  
を超えると  
き 243,000  
円

2 当該申請に  
併せて住宅の

品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。）の

写しが提出された場合

- (1) 一戸建ての住宅  
23,000円
- (2) 床面積の合計(以下この項及び次項において「床面積」という。)が500㎡以下のもの  
72,000円
- (3) 床面積が500㎡を超え1,000㎡以下のもの  
112,000円
- (4) 床面積が1,000㎡を超え2,500㎡以下のもの  
207,000円
- (5) 床面積が2,500㎡を超え5,000㎡以下のもの  
350,000円
- (6) 床面積が5,000㎡を超え10,000

品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写しが提出された場合

- (1) 一戸建ての住宅  
23,000円
- (2) 床面積の合計(以下この項及び次項において「床面積」という。)が500㎡以下のとき  
72,000円
- (3) 床面積が500㎡を超え1,000㎡以下のとき  
112,000円
- (4) 床面積が1,000㎡を超え2,500㎡以下のとき  
207,000円
- (5) 床面積が2,500㎡を超え5,000㎡以下のとき  
350,000円
- (6) 床面積が5,000㎡を超え10,000

m<sup>2</sup>以下のもの  
の 535,000  
円

(7) 床面積  
が10,000m<sup>2</sup>  
を超え

20,000m<sup>2</sup>以下  
のもの  
969,000円

(8) 床面積  
が20,000m<sup>2</sup>  
を超え

30,000m<sup>2</sup>以下  
のもの  
1,321,000円

(9) 床面積  
が30,000m<sup>2</sup>  
を超えるも

の  
1,597,000円

3 1又は2以  
外の場合

(1) 一戸建  
ての住宅

ア 新築の  
場合  
57,000円

イ 増築又  
は改築の  
場合  
85,000円

(2) 床面積  
が500m<sup>2</sup>以下  
のもの

ア 新築の  
場合  
127,000円

イ 増築又  
は改築の  
場合  
194,000円

(3) 床面積  
が500m<sup>2</sup>を超  
え1,000m<sup>2</sup>以  
下のもの

m<sup>2</sup>以下のと  
き 535,000  
円

(7) 床面積  
が10,000m<sup>2</sup>  
を超え

20,000m<sup>2</sup>以  
下のとき  
969,000円

(8) 床面積  
が20,000m<sup>2</sup>  
を超え

30,000m<sup>2</sup>以  
下のとき  
1,321,000円

(9) 床面積  
が30,000m<sup>2</sup>  
を超えると

き  
1,597,000円

3 1又は2以  
外の場合

(1) 一戸建  
ての住宅  
57,000円

(2) 床面積  
が500m<sup>2</sup>以下  
のとき  
127,000円

(3) 床面積  
が500m<sup>2</sup>を超  
え1,000m<sup>2</sup>以  
下のとき

ア 新築の  
場合  
200,000円

イ 増築又  
は改築の  
場合  
306,000円

(4) 床面積  
が1,000㎡を  
超え2,500㎡  
以下のもの

ア 新築の  
場合  
389,000円

イ 増築又  
は改築の  
場合  
599,000円

(5) 床面積  
が2,500㎡を  
超え5,000㎡  
以下のもの

ア 新築の  
場合  
692,000円

イ 増築又  
は改築の  
場合  
1,068,000

円

(6) 床面積  
が5,000㎡を  
超え10,000  
㎡以下のもの

ア 新築の  
場合  
1,185,000

円

イ 増築又  
は改築の  
場合  
1,832,000

円

(7) 床面積

200,000円

(4) 床面積  
が1,000㎡を  
超え2,500㎡  
以下のとき

389,000円

(5) 床面積  
が2,500㎡を  
超え5,000㎡  
以下のとき

692,000円

(6) 床面積  
が5,000㎡を  
超え10,000  
㎡以下のと  
き

1,185,000円

(7) 床面積

		<p>が10,000㎡ を超え 20,000㎡以 下のもの</p> <p><u>ア 新築の 場合</u> 2,187,000 円</p> <p><u>イ 増築又 は改築の 場合</u> 3,384,000 円</p> <p>(8) 床面積 が20,000㎡ を超え 30,000㎡以 下のもの</p> <p><u>ア 新築の 場合</u> 3,123,000 円</p> <p><u>イ 増築又 は改築の 場合</u> 4,832,000 円</p> <p>(9) 床面積 が30,000㎡ を<u>超えるも の</u></p> <p><u>ア 新築の 場合</u> 3,824,000 円</p> <p><u>イ 増築又 は改築の 場合</u> 5,919,000 円</p>
(略)	(略)	(略)
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項	長期優良住宅建築等計画変更認定申	1件につき、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画

		<p>が10,000㎡ を超え 20,000㎡以 下のとき</p> <p><u>2,187,000円</u></p> <p>(8) 床面積 が20,000㎡ を超え 30,000㎡以 下のとき</p> <p><u>3,123,000円</u></p> <p>(9) 床面積 が30,000㎡ を<u>超えると き</u></p> <p><u>3,824,000円</u></p>
(略)	(略)	(略)
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項	長期優良住宅建築等計画変更認定申	1件につき、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画

の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査

請手数料

の変更に係る部分の床面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に応じて長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)**第5条第1項から第3項までの**規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の項の1の(1)から(9)まで、2の(1)から(9)まで及び3の(1)から(9)までに掲げる額に2分の1を乗じて得た額(当該住宅が一户建ての住宅の場合においては、同項1の(1)、2の(1)又は3の(1)に掲げる額)

(略)

(略)

(略)

都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請(同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申

建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けた建築物に関する計画変更確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を

の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査

請手数料

の変更に係る部分の床面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に応じて長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)**第6条第1項の**規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の項の1の(1)から(9)まで、2の(1)から(9)まで及び3の(1)から(9)までに掲げる額に2分の1を乗じて得た額(当該住宅が一户建ての住宅の場合においては、同項1の(1)、2の(1)又は3の(1)に掲げる額)

(略)

(略)

(略)

都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請(同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申

建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けた建築物に関する計画変更確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を

出を伴う申請に限る。)に対する審査

む。)の規定による確認を受けた建築物に関する計画変更に係る計画の通知に対する審査の項手数料の額の欄の額に、前項に規定する合算して得た金額を加算し、都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(同法第54条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。)に対する審査の項手数料の額の欄2又は3に掲げる場合はそれぞれ当該2又は3に定める額を更に加算して得た金額

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。)

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

次に掲げる額を合算して得た金額

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合
  - (1) 一戸建ての住宅  
5,000円
  - (2) 住宅用

出を伴う申請に限る。)に対する審査

む。)の規定による確認を受けた建築物に関する計画変更に係る計画の通知に対する審査の項手数料の額の欄の額に、前項に規定する合算して得た金額を加算し、都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(同法第54条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。)に対する審査の項手数料の額の欄2又は3に掲げる場合はそれぞれ当該2又は3に定める額を更に加算して得た金額

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。)

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

次に掲げる額を合算して得た金額

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合
  - (1) 一戸建ての住宅  
5,000円
  - (2) 住宅用

途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300㎡未満のもの  
11,000円

イ 床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの  
23,000円

ウ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの  
52,000円

エ 床面積の合計が5,000㎡以上のもの  
94,000円

(3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300㎡未満のもの  
11,000円

イ 床面積  
の合計が  
300㎡以上  
2,000㎡未  
満のもの  
31,000  
円

ウ 床面積  
の合計が  
2,000㎡以  
上5,000㎡  
未満のも  
の  
94,000円

エ 床面積  
の合計が  
5,000㎡以  
上10,000  
㎡未満の  
もの  
149,000円

オ 床面積  
の合計が  
10,000㎡  
以上  
25,000㎡  
未満のも  
の  
188,000円

カ 床面積  
の合計が  
25,000㎡  
以上のも  
の  
235,000  
円

2 1以外の場  
合で、建築物エ  
ネルギー消費  
性能基準等を  
定める省令(平  
成28年経済産  
業省・国土交通  
省令第1号)第  
8条第2号イ

及びロに定める基準に適合するもの

- (1) 一戸建ての住宅  
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- ア 床面積の合計が200㎡未満のもの  
40,000円
- イ 床面積の合計が200㎡以上のもの  
44,000円

- (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- ア 床面積の合計が300㎡未満のもの  
80,000円
- イ 床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの  
135,000円
- ウ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

230,000円

エ 床面積  
の合計が  
5,000㎡以  
上のもの  
330,000  
円

3 1以外の場  
合で、建築物エ  
ネルギー消費  
性能基準等を  
定める省令第  
8条第1号イ  
(1)及びロ  
(1)に定める  
基準に適合す  
る非住宅用途  
を含む建築物  
の非住宅部分  
次に掲げる  
区分に応じそ  
れぞれ次に定  
める額

(1) 床面積  
の合計が300  
㎡未満のも  
の 267,000  
円

(2) 床面積  
の合計が300  
㎡以上2,000  
㎡未満のも  
の 432,000  
円

(3) 床面積  
の合計が  
2,000㎡以上  
5,000㎡未満  
のもの  
616,000円

(4) 床面積  
の合計が  
5,000㎡以上  
10,000㎡未  
満のもの

759,000円

(5) 床面積  
の合計が  
10,000㎡以  
上25,000㎡  
未満のもの  
898,000円

(6) 床面積  
の合計が  
25,000㎡以  
上もの  
1,024,000円

4 1以外の場  
合で、建築物エ  
ネルギー消費  
性能基準等を  
定める省令第  
8条第1号イ  
(2)及びロ  
(2)に定める  
基準に適合す  
る非住宅用途  
を含む建築物  
の非住宅部分  
次に掲げる  
区分に応じそ  
れぞれ次に定  
める額

(1) 床面積  
の合計が300  
㎡未満のも  
の 102,000  
円

(2) 床面積  
の合計が300  
㎡以上2,000  
㎡未満のも  
の 171,000  
円

(3) 床面積  
の合計が  
2,000㎡以上  
5,000㎡未満  
のもの  
277,000円

		<p>(4) 床面積の合計が 5,000㎡以上 10,000㎡未満のもの 362,000円</p> <p>(5) 床面積の合計が 10,000㎡以上25,000㎡未満のもの 435,000円</p> <p>(6) 床面積の合計が 25,000㎡以上もの 510,000円</p>				
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法第30条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>前項に規定する合算して得た金額に、次の1に定める額を加算し、次の2又は3に掲げる場合はそれぞれ当該2又は3に定める額を更に加算して得た金額</p> <p>1 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(1) 床面積の合計が30㎡以内のもの 7,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が30㎡を超え100㎡以内のもの 14,000円</p> <p>(3) 床面積の合計が100㎡を超え200㎡以内のもの</p>				

の 24,000  
円

(4) 床面積  
の合計が200  
㎡を超え500  
㎡以内のも  
の 31,000  
円

(5) 床面積  
の合計が500  
㎡を超え  
1,000㎡以内  
のもの  
58,000円

(6) 床面積  
の合計が  
1,000㎡を超  
え2,000㎡以  
内のもの  
78,000円

(7) 床面積  
の合計が  
2,000㎡を超  
え10,000㎡  
以内のもの  
235,000円

(8) 床面積  
の合計が  
10,000㎡を  
超え50,000  
㎡以内のも  
の 420,000  
円

(9) 床面積  
の合計が  
50,000㎡を  
超えるもの  
777,000円

2 建築基準法  
第87条の2の  
昇降機に係る  
部分が含まれ  
る場合 次に  
掲げる区分に  
応じそれぞれ

次に定める額

(1) 昇降機  
を設置する  
もの((2)  
に掲げるも  
のを除く。)

1基につ  
き 14,000  
円

(小荷物専  
用昇降機に  
ついては、  
5,000円)

(2) 建築基  
準法第6条  
第1項の規  
定による確  
認を受けた  
昇降機の計  
画を変更し  
て昇降機を  
設置するも  
の 1基に  
つき 7,000  
円

(小荷物専  
用昇降機に  
ついては、  
4,000円)

3 構造計算適  
合性判定の実  
施の申出を伴  
う場合 申請  
に係る構造計  
算適合性判定  
を行おうとす  
る一の建築物  
ごとに次に掲  
げる区分に応  
じそれぞれ次  
に定める額

(1) 判定対  
象床面積が  
1,000㎡以内  
のもの

ア イ以外  
のもの  
171,480円

イ 構造計  
算が大臣  
認定プロ  
グラムに  
より行わ  
れるもの  
118,560  
円

(2) 判定対  
象床面積が  
1,000㎡を超  
え2,000㎡以  
内のもの

ア イ以外  
のもの  
228,720円

イ 構造計  
算が大臣  
認定プロ  
グラムに  
より行わ  
れるもの  
147,720  
円

(3) 判定対  
象床面積が  
2,000㎡を超  
え10,000㎡  
以内のもの

ア イ以外  
のもの  
262,200円

イ 構造計  
算が大臣  
認定プロ  
グラムに  
より行わ  
れるもの  
161,760  
円

(4) 判定対  
象床面積が

		<p>10,000㎡を      超え50,000      ㎡以内のも      の      ア イ以外      のもの      346,440円</p> <p>イ 構造計      算が大臣      認定プロ      グラムに      より行わ      れるもの      204,960      円</p> <p>(5) 判定対      象床面積が      50,000㎡を      超えるもの      ア イ以外      のもの      636,960円</p> <p>イ 構造計      算が大臣      認定プロ      グラムに      より行わ      れるもの      347,520      円</p>				
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<p>次に掲げる額を      合算して得た金      額</p> <p>1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>(1) 一戸建ての住宅</p>				

2,500円

(2) 住宅用  
途を含む建  
築物の住宅  
部分 次に  
掲げる区分  
に応じそれ  
ぞれ次に定  
める額

ア 床面積  
の合計が  
300㎡未満  
のもの

5,500円

イ 床面積  
の合計が  
300㎡以上  
2,000㎡未  
満のもの

11,500

円

ウ 床面積  
の合計が  
2,000㎡以  
上5,000㎡  
未満のも  
の

26,000円

エ 床面積  
の合計が  
5,000㎡以  
上のもの

47,000

円

(3) 非住宅  
用途を含む  
建築物の非  
住宅部分  
次に掲げる  
区分に応じ  
それぞれ次  
に定める額

ア 床面積  
の合計が  
300㎡未満

のもの

5,500円

イ 床面積

の合計が

300㎡以上

2,000㎡未

満のもの

15,500

円

ウ 床面積

の合計が

2,000㎡以

上5,000㎡

未満のも

の

47,000円

エ 床面積

の合計が

5,000㎡以

上10,000

㎡未満の

もの

74,500円

オ 床面積

の合計が

10,000㎡

以上

25,000㎡

未満のも

の

94,000円

カ 床面積

の合計が

25,000㎡

以上のも

の

117,500円

2 1以外の場  
合で、建築物エ  
ネルギー消費  
性能基準等を  
定める省令第  
8条第2号イ  
及びロに定め  
る基準に適合

するもの

(1) 一戸建

ての住宅  
次に掲げる

区分に応じ

それぞれ次

に定める額

ア 床面積

の合計が

200㎡未満

のもの

20,000円

イ 床面積

の合計が

200㎡以上

のもの

22,000円

(2) 住宅用

途を含む建

築物の住宅

部分 次に

掲げる区分

に応じそれ

ぞれ次に定

める額

ア 床面積

の合計が

300㎡未満

のもの

40,000円

イ 床面積

の合計が

300㎡以上

2,000㎡未

満のもの

67,500

円

ウ 床面積

の合計が

2,000㎡以

上5,000㎡

未満のも

の

115,000円

エ 床面積

の合計が  
5,000㎡以  
上のもの  
165,000  
円

3 1以外の場  
合で、建築物エ  
ネルギー消費  
性能基準等を  
定める省令第  
8条第1号イ  
(1)及びロ  
(1)に定める  
基準に適合す  
る非住宅用途  
を含む建築物  
の非住宅部分  
次に掲げる  
区分に応じそ  
れぞれ次に定  
める額

(1) 床面積  
の合計が300  
㎡未満のも  
の 133,500  
円

(2) 床面積  
の合計が300  
㎡以上2,000  
㎡未満のも  
の 216,000  
円

(3) 床面積  
の合計が  
2,000㎡以上  
5,000㎡未満  
のもの  
308,000円

(4) 床面積  
の合計が  
5,000㎡以上  
10,000㎡未  
満のもの  
379,500円

(5) 床面積

の合計が  
10,000㎡以  
上25,000㎡  
未満のもの  
449,000円

(6) 床面積  
の合計が  
25,000㎡以  
上のもの  
512,000円

4 1以外の場  
合で、建築物エ  
ネルギー消費  
性能基準等を  
定める省令第  
8条第1号イ  
(2)及びロ  
(2)に定める  
基準に適合す  
る非住宅用途  
を含む建築物  
の非住宅部分  
次に掲げる  
区分に応じそ  
れぞれ次に定  
める額

(1) 床面積  
の合計が300  
㎡未満のも  
の 51,000  
円

(2) 床面積  
の合計が300  
㎡以上2,000  
㎡未満のも  
の 85,500  
円

(3) 床面積  
の合計が  
2,000㎡以上  
5,000㎡未満  
のもの  
138,500円

(4) 床面積  
の合計が

		<p>5,000㎡以上 10,000㎡未 満のもの 181,000円</p> <p>(5) 床面積 の合計が 10,000㎡以 上25,000㎡ 未満のもの 217,500円</p> <p>(6) 床面積 の合計が 25,000㎡以 上のもの 255,000円</p>				
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法第30条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査の項手数料の額の欄1の額に、前項に規定する合算して得た金額を加算し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法第30条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査の				

		項手数料の額の欄 2 又は 3 に掲げる場合はそれぞれ当該 2 又は 3 に定める額を更に加算して得た金額					
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 (1) 一戸建ての住宅 5,000円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300㎡未満のもの 11,000円 イ 床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの 23,000円 ウ 床面積の合計が					

2,000㎡以  
上5,000㎡  
未満のも  
の

52,000円

エ 床面積  
の合計が  
5,000㎡以  
上のもの  
94,000  
円

(3) 非住宅  
用途を含む  
建築物の非  
住宅部分  
次に掲げる  
区分に応じ  
それぞれ次  
に定める額

ア 床面積  
の合計が  
300㎡未満  
のもの  
11,000円

イ 床面積  
の合計が  
300㎡以上  
2,000㎡未  
満のもの  
31,000  
円

ウ 床面積  
の合計が  
2,000㎡以  
上5,000㎡  
未満のも  
の  
94,000円

エ 床面積  
の合計が  
5,000㎡以  
上10,000  
㎡未満の  
もの  
149,000円

オ 床面積  
の合計が  
10,000㎡  
以上  
25,000㎡  
未満のも  
の  
188,000円

カ 床面積  
の合計が  
25,000㎡  
以上のも  
の  
235,000円

2 1以外の場  
合で、建築物エ  
ネルギー消費  
性能基準等を  
定める省令第  
1条第1項第  
2号イ(1)及  
びロ(1)に定  
める基準に適  
合するもの

(1) 一戸建  
ての住宅  
次に掲げる  
区分に応じ  
それぞれ次  
に定める額

ア 床面積  
の合計が  
200㎡未満  
のもの  
40,000円

イ 床面積  
の合計が  
200㎡以上  
のもの  
44,000円

(2) 住宅用  
途を含む建  
築物の住宅  
部分 次に  
掲げる区分

に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300㎡未満のもの  
80,000円

イ 床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの  
135,000円

ウ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの  
230,000円

エ 床面積の合計が5,000㎡以上のもの  
330,000円

3 1以外の場で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額  
ア 床面積

の合計が  
200㎡未満  
のもの

20,000円

イ 床面積

の合計が  
200㎡以上  
のもの

22,000円

(2) 住宅用

途を含む建

築物の住宅

部分 次に

掲げる区分

に応じそれ

ぞれ次に定

める額

ア 床面積

の合計が

300㎡未満

のもの

38,000円

イ 床面積

の合計が

300㎡以上

2,000㎡未

満のもの

66,000

円

ウ 床面積

の合計が

2,000㎡以

上5,000㎡

未満のも

の

121,000円

エ 床面積

の合計が

5,000㎡以

上のもの

183,000

円

4 1以外の場

合で、建築物エ

ネルギー消費

性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 床面積の合計が300㎡未満のもの  
の 267,000円

(2) 床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの  
の 432,000円

(3) 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの  
616,000円

(4) 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの  
759,000円

(5) 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの  
898,000円

(6) 床面積の合計が25,000㎡以上のもの

1,024,000円

5 1以外の場  
合で、建築物エ  
ネルギー消費  
性能基準等を  
定める省令第  
1条第1項第  
1号ロに定め  
る基準に適合  
する非住宅用  
途を含む建築  
物の非住宅部  
分 次に掲げ  
る区分に応じ  
それぞれ次に  
定める額

(1) 床面積  
の合計が300  
㎡未満のも  
の 102,000  
円

(2) 床面積  
の合計が300  
㎡以上2,000  
㎡未満のも  
の 171,000  
円

(3) 床面積  
の合計が  
2,000㎡以上  
5,000㎡未満  
のもの  
277,000円

(4) 床面積  
の合計が  
5,000㎡以上  
10,000㎡未  
満のもの  
362,000円

(5) 床面積  
の合計が  
10,000㎡以  
上25,000㎡  
未満のもの  
435,000円

	(6) 床面積 の合計が 25,000㎡以 上のもの 510,000円	
--	---	--

第3章 厚生福祉

**第3条** 春日部市手数料条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第1 (第2条関係) 市の条例等に基づく事務に係る手数料			別表第1 (第2条関係) 市の条例等に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
<u>春日部市立医療センター</u> における診察に関する診断書等の発行	普通証明書 普通診断書 特別証明書 特別診断書 死亡診断書 特別死亡診断書	<u>春日部市立医療センター</u> 使用料及び手数料条例(平成17年条例第205号)別表第2に定める額	<u>春日部市立病院</u> における診察に関する診断書等の発行	普通証明書 普通診断書 特別証明書 特別診断書 死亡診断書 特別死亡診断書	<u>春日部市立病院</u> 使用料及び手数料条例(平成17年条例第205号)別表第2に定める額
春日部市小児救急夜間診療所における診察に関する診断書等の発行	普通証明書 普通診断書 特別証明書 特別診断書 死亡診断書 特別死亡診断書	春日部市小児救急夜間診療所条例(平成 年条例第 号)第7条に定める額			

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成28年7月1日から施行する。